

東京国際工科専門職大学
工科学部
自己点検評価第三者検証報告書

情報工学科／デジタルエンタテインメント学科

令和7年3月

自己点検評価第三者検証委員会

目 次

I	はじめに	1
II	東京国際工科専門職大学の概要.....	2
III	自己点検評価第三者検証委員会の概要.....	3
IV	検証結果の総評	4
V	領域ごとの自己点検評価の検証.....	5
	領域 I	5
	領域 II	8
	領域 III	16
	領域 IV	19
	領域 V	24
VI	意見申立ておよびその対応.....	28
	【別紙】 第三者検証委員会	29
VII	参考資料	30

※自己評価書の現況、特徴、目的ならびに自己評価結果の概要は、原文の内容をそのまま転載しています。なお、自己評価結果の詳細については、東京国際工科専門職大学ホームページをご覧ください。

I はじめに

デジタル化やグローバル化の進展にともなって、産業構造や雇用などを含めた社会全体のあり方が大きく変化しています。このように激変する社会環境に対応するために、優れた専門技能等を身につけ、新たな価値の創造に貢献する専門職業人材の育成を目的とする高等教育機関として、専門職大学が発足しました（令和元年）。育成すべき専門職業人材とは、高度な実践力（理論に裏づけられた高度な実践力によって、専門業務を引率できる。）、豊かな創造力（社会の変化に対応して、新たなモノやサービスを作り出すことができる。）および豊かな人間性と職業倫理を備えた人材です。

専門職大学は、大学制度の中に位置づけられ、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力（職務遂行能力）を具備した人材の育成を目的としています。専門職大学は、その教育研究水準の維持向上に資するために、文部科学大臣から認証を受けた機関（認証評価機関）による認証評価（分野別認証評価および機関別認証評価）の受審が義務づけられています（学校教育法第百九条第二項および第三項）。

分野別認証評価は、専門職大学『学士課程』における教育課程、教員組織その他の教育研究活動の状況について、5年以内ごとに実施するものです。東京国際工科専門職大学については、令和6年（2024年）度に分野別認証評価が実施される必要があります。今回は、諸般の事情により、学校教育法第百九条第三項に定める代替え措置として、第三者（外部者）で構成する「自己点検評価第三者検証委員会」が東京国際工科専門職大学の実施した自己点検評価を検証しました。

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構は、すでに『専門職大学分野別認証評価 評価基準要綱（情報工学分野）』、『専門職大学分野別認証評価 自己評価実施要項（情報工学分野）』および『専門職大学分野別認証評価 評価実施手引書（情報工学分野）』を公表しております。今回の東京国際工科専門職大学の自己評価は、『専門職大学分野別認証評価 評価基準要綱（情報工学分野）』および『専門職大学分野別認証評価 自己評価実施要項（情報工学分野）』に準じて実施され、自己点検評価報告書としてまとめられております。自己点検評価第三者検証委員会は、東京国際工科専門職大学から提出された自己点検評価報告書を、東京国際工科専門職大学関係者、在学生、卒業生、一般教員等とのインタビューを通じて検証し、この『自己点検評価第三者検証報告書』をまとめました。

Ⅱ 東京国際工科専門職大学の概要

東京国際工科専門職大学は、“Designer in Society（社会とともにあるデザイナー）”の教育理念のもとで、デザイン思考が実践できる情報技術者の育成を目的として、2020年（令和2年）に開学されました。この専門職大学は、伝統的な工学分野の専門家の養成ではなく、職業現場において、知識・技能を活用して新たな未来を創造できるデジタル人材の育成をめざしています。そのために、科学技術によって高度化、高能率化を図る産業などで重視される情報技術を駆使して、社会の課題を発見し、創造的な課題解決に挑戦できる能力の養成を教育目標としています。

東京国際工科専門職大学の育成する人材は、情報工学・デジタルエンタテインメント分野におけるソフトウェア技術応用のスペシャリストとして、社会的責任を自覚する高い倫理観を備え、卓越した実践力と職業観を身につけ、最高の質をめざして成長の努力を惜しまない「専門職」です。このような「専門職」を養成するために、東京国際工科専門職大学は、次の教育理念を掲げています。

1. 科学的知識にもとづく論理的思考能力、および自由な発想を尊ぶ豊かな創造力の涵養
2. 現実社会を直視・理解した上での高度な実践力の養成
3. 専門職としての心構え・態度の育成

東京国際工科専門職大学は、工科学部に情報工学科・デジタルエンタテインメント学科の2学科および別科として国家資格別科（1年制）を設置していますが、今回の自己点検評価第三者検証の対象は、工科学部 情報工学科・デジタルエンタテインメント学科の2学科です。

工科学部は、創造力と実践力を兼ね備えた情報処理技術などのテクノロジー分野でグローバルに活躍できる人材の教育・養成を目的とし、産業界や地域社会との連携・共創を通じて、ビジネス感覚、倫理観など、技術者として備えるべき特質および能力の涵養をはかることを目指しています。

情報工学科は、先端 ICT 技術分野における基礎教育・職業専門教育を、産業界や地域社会との共創によって、デザイン思考を実践し高度なソフトウェア・インテンシブなシステムを創出できる情報技術者の育成をめざしています。情報工学科卒業生には、情報工学士（専門職）の学位が授与されます。

デジタルエンタテインメント学科は、デジタルコンテンツ分野における基礎教育・職業専門教育を、産業界や地域社会との連携・共創を通じて、デザイン思考を実践し競争力のあるコンテンツを創造できる情報技術者の育成をめざしています。デジタルエンタテインメント学科卒業生には、デジタルエンタテインメント学士（専門職）の学位が授与されます。

Ⅲ 自己点検評価第三者検証委員会の概要

1. 自己点検評価第三者検証委員会委員

自己点検評価第三者検証委員会委員は、下記のとおりです。

川口 昭彦 (委員 主査、一般社団法人 専門職高等教育質保証機構 代表理事)
桐山 孝司 (委員 東京藝術大学大学院 映像研究科長 教授)
管村 昇 (委員 工学院大学 名誉教授)

2. 自己点検評価第三者検証委員会における審議状況

自己点検評価第三者検証委員会における審議経過は、下記のとおりです。

令和6年9月17日	評価者研修(上野・新宿)
令和6年10月3日～11月1日	書面調査(4週間)
令和6年11月14日	書面調査結果(ワークシート)を東京国際工科専門職大学に送付
令和6年12月16・17日	訪問調査実施
令和7年1月10日	自己点検評価第三者検証報告書(案)作成
令和7年1月21日	自己点検評価第三者検証報告書(案) 東京国際工科専門職大学に送付・確認
令和7年3月10日	自己点検評価第三者検証報告書 東京国際工科専門職大学に提出

IV 検証結果の総評

東京国際工科専門職大学 工科学部 情報工学科・デジタルエンタテインメント学科は、自己点検評価を毎年実施し、その結果を改善・向上に資していることが確認できました。

なお、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」においては、東京国際工科専門職大学は、令和2年度から令和5年度まで、いずれも「指摘事項が付されなかった大学等」として公表されています。

主な優れた点として、次のことがあげられます。

- “Designer in Society (社会とともにあるデザイナー)” の教育理念が、学生に広く共有され、学生もよく理解しています。
- 開学時からの教学・管理運営マネジメントが優れています。

主な特色ある点として、次のことがあげられます。

- 合格者数に対する入学者の割合が高く、この専門職大学の目的が受験生にも浸透しています。
- 臨地実務実習が2年次から実施されます。この有効性は、学生も認めています。
- 地域共創デザイン実習や臨地実務実習など、社会との接点となる科目について、両学科の教員が関わる実施体制が構築されています。
- 教員の相互授業参観が積極的に行われており、実務家教員と研究者教員のコミュニケーションが活発であり、教育成果の向上に資しています。
- ファカルティ・ディベロップメント (FD) が、活発に実施され、有効に機能しています。

主な改善が望ましい点として、次のことがあげられます。

- 4年次に実施されている臨地実務実習については、その内容や実施時期の見直しが見られます。
- 授業アンケートの内容は、授業の改善につながるように、質問項目の見直しが見られます。

主な改善を要する点は、ありません。

V 領域ごとの自己点検評価の検証

領域 I 専門職大学（情報工学分野）の目的および学修成果

基準 I-1 専門職大学（情報工学分野）が担う使命に則して、目的が適切に設定されていること。この目的には、当該専門職大学の育成しようとする人材像および個性・特色が明確に示されていること。

【評価結果】 基準 I-1 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

I-1-1 専門職大学（情報工学分野）の目的が、理念や使命に則して、適切に設定されていること。

- ・教育の理念、目標、育成しようとする人材像が、専門職大学（情報工学分野）に期待されている職務遂行能力および関係法令を踏まえて、明確であることを確認する。

東京国際工科専門職大学（以下「この専門職大学」と略します。）の目的は、国際性を理解し、社会の発展と調和を踏まえた教育・研究・実践活動を行い、真のイノベーションの実現者となるような人材を養成すると明確に定められています（学則第1条）。工科学部の目的は、創造力と実践力を兼ね備えた情報処理技術などのテクノロジー分野でグローバルに活躍できる人材の教育・養成を、産業界や地域社会との連携・共創を通じて、ビジネス感覚、倫理観など、技術者として備えるべき特質および能力の涵養です。情報工学科が先端 ICT 技術分野における基礎教育・職業専門教育により、デザイン思考を実践し高度なソフトウェア・インテンシブなシステムを創出できる情報技術者の育成を、デジタルエンタテインメント学科がデジタルコンテンツ分野における基礎教育・職業専門教育により、デザイン思考を実践し競争力のあるコンテンツを創造できる情報技術者の育成を、それぞれ目的としています（学則第4条）。「設置の趣旨等を記載した書類」には、専門職大学や専門学校との違いも明記され、育成しようとする人材像が明確に示されています。

以上のように、東京国際工科専門職大学 工科学部 情報工学科およびデジタルエンタテインメント学科の目的は、それぞれ適切に設定されています。教職員が就任する際に、この専門職大学の理念や使命が明記された学生要覧の説明を行うとともに、年度の替わる際には全教職員に新年度の学生要覧の配布によって周知が図られています。

基準 I-2 【重点評価項目】専門職大学（情報工学分野）に求められている学修成果があがっていること。

【評価結果】 基準 I-2 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

I-2-1 単位修得・卒業状況、資格取得等の状況から判断して、専門職大学（情報工学分野）に求められている学修成果があがっていること。

- ・在学中の単位修得状況、進級率、成績評価の分布表等を確認する。
- ・標準修業年限内の卒業率および「標準修業年限 × 1.5」年内卒業率（過去5年分）を確認する。
- ・専門職大学の目的および卒業認定・学位授与方針に則した資格の取得者数を確認する。

単位取得率は、概ね90%を超えており、一番低い情報工学科1年でも83.2%（2023年度）が確保されており、全体として良好と判断します。学位取得率については、2023年度に始めて卒業生を出したばかりですが、情報工学科 91.7%、デジタルエンタテインメント学科 98.6%と良好です。

進級状況は、概ね良好と判断できますが、情報工学科1年→2年が比較的低い傾向がみられます。情報工学科において、2023年度の3年→4年進級率が100%であったのに対して、2023年度の学位取得率が91.7%にとどまっています。デジタルエンタテインメント学科において、2023年度の3年→4年進級率が92%、学位取得率が98.6%と比較すると、情報工学科では4年には進学しやすいが卒業がやや難しいカリキュラムに設定されているように見受けられます。このため、学生支援委員会や担任・副担任が連携して学修相談・指導、場合により補講が実施されています。また、大学・学部全体としてめざすレベルの調整を行い、カリキュラムの見直しが行われる予定です。

標準修業年限内卒業者は、学位取得率と同様に良好と判断します。

休学・退学状況については、開学年度の2020年度に入学した学年では、卒業年度の2023年度までに、情報工学科においては130名入学に対して23名退学、デジタルエンタテインメント学科においては88名入学に対して13名となっており、入学者の中にミスマッチがあった可能性が窺えますが、この入学年度はコロナ感染症の時期と重なっていますから、この専門職大学だけの問題ではないかもしれません。2021年度入学の学生については、情報工学科においては124名入学に対して8名退学、デジタルエンタテインメント学科においては95名入学に対して6名と大幅に減少していますから、ミスマッチの入学者が減っているものと考えられます。

欠席が目立つ学生には担任または副担任から学生に声かけを行い、休退学を検討している学生に対しても担任または副担任が面談を行い、奨学金担当、スクールカウンセラー、科目担当教員、キャリアサポートなどと連携した支援が行われています。

IPA 独立行政法人 情報処理推進機構や CG-ARTS 公益財団法人 画像情報教育振興協会などの検定情報を学生に告知し資格取得の支援が行われています。資格取得希望者には学校法人 日本教育財団が運営する専修学校の HAL 東京で開講されている試験対策講座が紹介され、活用されています。

数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル）に認定されています。

I-2-2 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、専門職大学（情報工学分野）に求められている学修成果があがっていること。

・学修の達成度や満足度に関するアンケート調査、学修ポートフォリオの分析調査等、意見聴取の結果等から判断して、学修成果の状況を確認する。

授業に対する評価（授業内容・教員）は、学生アンケート「Voice of Students(A)・(B)」を年2回（前期および後期）実施し、各科目の理解度、指導方法などが調査されています。

授業アンケートの回答は、選択形式と自由記述形式があり、選択方式の回答では、科目の指導方法・技術（VOS-A）と、科目の目的・位置付け（VOS-B）を把握できます。自由記述形式の回答から具体的な問題点が確認され、授業改善に資しています。アンケートの結果は、個々の教員に対してフィードバックされるとともに、FD 委員会でも議論され、評価の低い教員については、他の教員による授業見学を行い、改善点が伝えられています。

アンケートの結果は、専任教員については、5段階評価で平均4.0を上回っており、学生の満足度の高いことが窺えます。兼任教員については、2020年度～2021年度までは(A)(B)とも総合で3.6台と専任教員と比較して低い傾向にありましたが、2023年度には(A)4.18、(B)3.99と専任教員に近い水準へ改善がみられます。ホームページ「IPUT EYES」では、多くの学生から、学修成果に対して自信をもつ声が寄せられています。

なお、学生アンケートの項目については、分析観点V-3-3を参照ください。

I-2-3 卒業後の進路の状況等の実績や成果から判断して、専門職大学（情報工学分野）に求められている学修成果があがっていること。

- ・就職先・進学先の状況、就職率・進学率の状況が、専門職大学の目的および卒業認定・学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。
- ・卒業生の活躍状況、各種コンペティション等の受賞状況等を確認する。

2023年度について、情報工学科の卒業生99名、デジタルエンタテインメント学科の卒業生69名、合計168名のうち、158名が就職を希望して全員が就職しており、優れています。就職先については、情報通信業種が中心ですが、金融業や製造業など多様な業種にわたっています。これらのことは、この専門職大学の目的とする学修成果があがり、社会とともにあるデザイナー（Designer in Society）を育成する目的に沿った学修成果があがっていると判断され、優れています。

合格者数に対する入学者の割合が高いことから、“Designer in Society（社会とともにあるデザイナー）”の教育理念が、この専門職大学の特色と理解されることが窺えます。

就職を希望しなかった学生のうち、進学希望が2名、起業やフリーランス等が8名でした。起業・フリーランスも卒業生の進路において重要な選択肢となる可能性もありますから、2023年度は8名と全体の中では少数ですが、今後、同様な選択をする卒業生への支援や追跡調査も必要と考えられます。

I-2-4 卒業生や就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、専門職大学（情報工学分野）に求められている学修成果があがっていること。

- ・卒業後一定年限を経過した卒業生からの意見聴取等の結果を踏まえて、学修成果を確認する。
- ・就職先等の関係者からの意見聴取等の結果を踏まえて、学修成果を確認する。

この専門職大学が養成すべき能力として、基礎知識や技術力、コミュニケーション能力、デジタル技術への興味関心、協調性、俯瞰力、語学力などがあげられますが、就職内定者のインタビューの資料等から、これらの能力が養成されていることが確認できます。また、就職先の複数の企業が、それぞれ複数の点で卒業生の能力を高く評価しています。これらにより、学修成果があがり、この専門職大学の目的とする人材育成がなされていると判断します。

以上の内容を総合して、「領域 I を満たしている。」と判断します。

領域 I の基準について

【優れた点】

- 就職希望者に関して、就職率は100%となっています。
- “Designer in Society（社会とともにあるデザイナー）”の教育理念が、学生に広く共有され、学生もよく理解しています。

【特色ある点】

- 合格者数に対する入学者の割合が高く、この専門職大学の目的が受験生にも浸透しています。

【改善が望ましい点】

特にありません。

【改善を要する点】

特にありません。

領域Ⅱ 教育課程および教育方法

基準Ⅱ-1 情報工学領域に新しい価値やサービスを産み出しイノベーションを起こせる人材育成をめざして、卒業認定・学位授与方針が、具体的かつ明確であること。

【評価結果】 基準Ⅱ-1 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-1-1 卒業認定・学位授与方針が、情報工学領域に新しい価値やサービスを産み出しイノベーションを起こせる人材育成をめざして、具体的かつ明確に策定されていること。
・卒業認定・学位授与方針が、学生が身につけるべき資質・能力の目標を具体的かつ明確に示していることを確認する。

卒業認定・学位授与方針については、「東京国際工科専門職大学の3つのポリシー」に詳細に記述されています。学生が身につける能力を「1. 豊かな想像力、2. 確かな実践力、3. 鋭敏なビジネスセンス、4. 高い倫理観」の四点に整理しています。この専門職大学の方針に基づいて、工科学部の学位授与方針として、知識・理解（4項目）、能力（6項目）、志向・態度（4項目）に具体化しています。

以上から、新しい価値やサービスを生み出すことのできる人材が、具備すべき知識・能力、志向・態度が、工科学部のディプロマ・ポリシーとして明確に示されています。

基準Ⅱ-2 情報工学領域に新しい価値やサービスを産み出しイノベーションを起こせる人材に求められる能力（思考力、分析・判断力、応用力、コミュニケーション力、職業意識や職業観等）の育成をめざして、教育課程編成・実施方針が、卒業認定・学位授与方針と一貫性があり、情報工学分野の人材育成目標に則して、具体的かつ明確であること。

【評価結果】 基準Ⅱ-2 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-2-1 教育課程編成・実施方針と卒業認定・学位授与方針とが整合的であること。
・教育課程の編成および実施の内容が、卒業認定・学位授与方針に定められた学識、能力や素養を学生に獲得させうるものとなっているかを確認する。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、この専門職大学の三ポリシーのうちの一つとして、ホームページや学生要覧等に公開されています。卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に定められた知識・理解、能力、志向・態度を学生が獲得できるよう整合性をもち、具体的かつ明確にできるよう、①対象領域を俯瞰し、②問題・課題を発見し、③解決策を考え、④プロトタイプを開発し、⑤評価から①に戻る一連の過程に必要な知識、能力を修得できる教育課程が編成されています。

II-2-2 教育課程編成・実施方針が、①教育課程の編成方針、②教育方法に関する方針、③学修成果の評価方針を具体的かつ明確に示していること。
・教育課程の編成および実施方針に、上記①～③の各項目に係る記述が含まれているかを確認する。

教育課程編成・実施方針は、「カリキュラム・ポリシー」として詳細に記述されています。工科学部のカリキュラム・ポリシーでは、社会とともにあるデザイナー (Designer in Society) を育成するために、教育課程の編成方針、学修方法・学修課程、学修成果の評価のあり方が明確に定められています。情報工学科、デジタルエンタテインメント学科では、この方針をより具体的に、それぞれ定められています。

教育方法としては、「担任制度」を設けられており、学生10名程度に1名以上の担当教員が配置され、学修計画・履修登録の助言をはじめ、きめ細かい学修指導体制が導入されています。

学修成果の評価については、通常科目・臨地実務実習別に単位認定方法が、具体的かつ明確になっており、シラバスに詳細に記述されています。

基準 II-3 情報工学に関連する企業経営または技術経営に必要な専門的知識（販売企画戦略、広告、マーケティング、デジタルツールの活用等）、専門職業の現場で必要とされる能力を修得させるとともに高い職業倫理観およびグローバルな視野をもつ専門職業人の育成をめざして、教育課程の編成および授業科目の内容・水準が、体系的かつ適切であること。また、教育課程の編成、授業科目、卒業要件等が、専門職大学設置基準に適合するものであること。

【評価結果】 基準 II-3 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

II-3-1 文化論、情報リテラシー、基礎的な外国語等を学習する基礎科目および販売企画戦略、広告、マーケティング等を学習する職業専門科目が展開されていること。
これらの基盤の上に、グローバルな発信力を具備した人材育成のための展開科目および統合的学習を促進する総合科目が体系的に編成されていること。
・基本的な内容、発展的な内容、応用・実践的な内容を取り扱う科目が、段階的に順次学習できるように、体系的に編成され、教育課程の卒業要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていることを確認する。
・実務に必要な専門的知識（販売企画戦略、広告、マーケティング、デジタルツールの活用等）、情報工学関連職業の現場で必要とされる判断力、論理的な思考力、応用力等を修得させるとともに、高い職業倫理観およびグローバルな視野をもつ専門職業人を育成するよう適切に編成されていることを確認する。
・職業倫理を涵養する授業科目（科目名と内容）を確認する。
・国際的発信力を養成するための科目、国際連携ゼミ、海外実習等（展開科目）が有効に展開されていることを確認する。
・学修内容を統合指導するゼミ・卒業制作（総合科目）が有効に展開されていることを確認する。
・教育課程の編成、授業科目、卒業要件等が、関係法令や卒業認定・学位授与方針や教育課程編成・実施方針に則して体系的に編成され、教育課程の卒業要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていることを確認する。
・入学前の既修得単位の認定を実施している場合には、その実施規定と実施状況を確認する。

専門職人材として、プロトタイプ開発を行う実践力とビジネスセンスを磨き倫理観をも

って対象領域にアプローチするために必要な科目が配置されています。実習科目を中心として志向・態度を学び、チャレンジ精神、向上心、探求心を涵養するように配慮されています。

情報工学科、デジタルエンタテインメント学科ともに、文化論、情報リテラシー、基礎的な外国語等を学習する基礎科目（英語コミュニケーション、コミュニケーションスキル科目コミュニケーションツール、社会と倫理、比較文化論、感性をはかる、コミュニケーションと記号論）および販売企画戦略、広告、マーケティング等を学習する職業専門科目（臨地実務実習をはじめとする諸科目）が展開されています。これらの基盤の上に、グローバルな発信力を具備した人材育成のための展開科目（企画・発想法、プロジェクトマネジメント、地域共創デザイン実習、チームワークとリーダーシップ、知的財産権論、グローバル市場化戦略、企業経営論、持続可能な社会、ベンチャー起業経営）および統合的学習を促進する総合科目（卒業研究制作）が体系的に編成されています。これらの科目の関係が、カリキュラム・ツリーで示されており、体系的に編成されています。

II-3-2 各授業科目について、到達目標が明示され、それらが段階的および体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっているとともに、到達目標に即した授業内容となっていること。

- ・各授業科目の到達目標が専門職大学に相応しい水準であるとともに、授業科目の内容が到達目標に即したものであることを確認する。

各授業科目の到達目標は、シラバスに詳細に記載されています。講義科目だけでなく、臨地実務実習などの実習科目についても、各段階での到達目標が明確に示されています。カリキュラム・ツリーに明示されているように、講義科目から実習科目へと接続しやすいよう、配当年次が工夫されています。到達目標は、段階的および体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっています。

II-3-3 段階的かつ体系的な教育の実施が理解できる資料が学生に周知されていること。

- ・段階的かつ体系的な教育の実施を理解できる資料が、学生に周知されていることを確認する。

学生が、段階的かつ体系的な教育の実施を理解できるように、学生要覧に「カリキュラム配置」が記載されています。入学時等のオリエンテーションにおいて、この専門職大学としてのカリキュラムの特徴を説明し、カリキュラム・ツリーが提示されています。このカリキュラム・ツリーにより、科目間の関係が明確に理解できると判断します。

基準 II-4 臨地実務実習の管理運営体制が整備され、情報工学分野の人材育成目標に則して適切に運用されていること。

【評価結果】 基準 II-4 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

II-4-1 臨地実務実習について、情報工学分野関連企業等および繊維産地へのフィールドワーク先の選定、実習内容および成績評価等に関する管理運営体制が整備され、実施されていること。

- ・臨地実務実習先の決定方法や実習内容を確認する。
- ・臨地実務実習の成績評価結果を確認する。
- ・実務実習先の実務指導者と専門職大学の担当教員との間で、実務内容の改善に向けた協議やその結果の反映状況について確認する。

臨地実務実習について、情報工学分野関連企業等の選定、実習内容および成績評価等に

関する管理運営体制は、臨地実務実習実施計画に具体的に記載され、実施されています。この資料は、学生への周知にも利用されています。

臨地実務実習が2年次から開講されていることは特色です。この臨地実務実習Ⅰの達成目標は「実習先事業者の製品、業務内容、ビジネスプロセスを理解」のために必要な基本技術や業務を遂行する能力を身につけることです。したがって、実習参加時の専門性のみならず、社会人としての必要な素養（規律性、協調性、主体性等）を理解し、実践できる準備が、臨地実務実習Ⅰ開始までに行われています（基準Ⅳ-5を参照）。

ただ、4年次に実施されている臨地実務実習Ⅲについては、その内容や実施時期の見直しが望まれます。

臨地実務実習の協力企業は、授業（シラバス）との整合性、実習先の環境等について、実習運営会議で検討し、実習先の選定を行います。この選定にあたっては、実習施設における指導者、臨地実務実習Ⅰ～Ⅲで共通して満たすべき項目、臨地実務実習Ⅰ～Ⅲでそれぞれに満たすべき項目について検討します。実習先として決定され、専任教員が担当者となります。成績評価等について企業の担当者と専任教員（巡回指導教員）との協議が行われます。

臨地実務実習の成績評価は、事前・事後指導期間における課題と、各実習先事業者における実習指導者から担当教員に報告があった学生評価を参考とし科目評価を行います。実習先事業者における実習指導者の評価は、ルーブリック評価表を用い、実習先事業者から出された課題、提出物、勤務態度などを配慮して評価します。評価点の割合は事前・事中・事後指導期間における課題の平均点：30%、ルーブリック評価表による評価点：70%です。

基準Ⅱ-5 卒業認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して、情報工学分野の人材育成目標を反映した適切な授業形態（講義、演習、実習等）と学修指導法が採用されていること。また、インターンシップや客員・外部講師など情報工学分野関連機関と連携した教育上の工夫が行われていること。

【評価結果】 基準Ⅱ-5を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-5-1 授業科目の区分、内容および到達目標に応じて、適切な授業形態（講義、演習、実習等）と学修指導法が採用され、授業の方法および内容が学生に周知されていること。

- ・授業の内容および方法等が、専門職大学設置基準等各設置基準の規定を満たしており、それらが学生に周知されていることを確認する。
- ・少人数による双方向的・多方向的な授業方法、事例研究、現地調査などの実践的な教育が実施されていることを確認する。
- ・ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数が、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適切な人数となっていることを確認する。
- ・連携開設科目、昼夜開講制、共同教育課程、国際連携学科等が実施されている場合には、それらの実施状況を確認する。
- ・多様なメディアを利用した授業の実施状況を確認する。

授業科目一覧、授業科目の担当状況および教育研究実績票により、専門職大学設置基準等の基準を満たした授業内容と方法で授業科目が設定され、適切な授業形態（講義、演習、実習等）が採用されています。この授業の方法・内容は、学生要覧によって学生に周

知されています。さらに、授業方法等に関する方針は、専任教員・非常勤教員にFD研修で周知され、授業方法等の向上に努めています。

教員については、開学の際に教員審査を受けており、開設科目についても審査を受けています。開学から4年間は文部科学省の「設置計画履行状況等調査」において、この専門職大学は、令和2年度から令和5年度まで、いずれも「指摘事項が付されなかった大学等」として公表されています。

II-5-2 インターンシップや客員・外部講師など情報工学分野関連機関と連携した教育上の工夫が行われていること。

- ・インターンシップの実施状況および情報工学分野関連機関からの客員・外部講師の招請状況を確認する。

情報工学分野の最新動向や企業の取組を学生に紹介するため、他大学で大きな研究プロジェクトをリードしている研究者や企業の企画部長を、外部講師として招いて講演会を実施します。生成 AI や DX などの最新動向、海外のテクノロジー産業や多様性などの国際関係、将来のキャリアや技術研究開発内容などのキャリア関係を軸として、臨地実務実習などでこの専門職大学と連携している企業から選定します。外部講師による特別講義は、2023年度6回実施されており、これらの内容はホームページで公開されています。

この専門職大学では、臨地実務実習の内容・目的は、一般大学で行うインターンシップを包含していると考えており、臨地実務実習以外の大学主催のインターンシッププログラムは実施されていません。就職支援の一環として、企業の開催するインターンシップ情報は、学生が閲覧できるサーバーに掲載、Slackを介して情報発信されています。

II-5-3 単位の実質化への配慮がなされていること。

- ・1年間の授業を行う期間（定期試験等を含む）が、35週確保されていることを確認する。
- ・各授業科目が、8週、10週または15週にわたる期間を単位として行われていることを確認する。
- ・各授業科目において、授業時間外の学修を促す措置が行われていることを確認する。
- ・履修登録科目に関する単位数の上限設定（CAP制）が実施されている場合には、その実施状況を確認する。

専門職大学設置基準等に基づき、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成されており、講義科目は15コマの授業で2単位、演習と実習科目は30コマの授業で1単位、講義と演習を合わせた科目は30コマの授業で1.5単位としています。各科目は授業以外に、必要に応じて、予習、復習、課題を設けており、科目が掲げる目標への到達度を試験、レポート等による評価を行い、出席状況を踏まえて単位認定が行われています。講義内容、成績評価方法は、シラバスに記載され学生に周知されています。

科目編成は、科目の多くが必修科目であり、年間に履修登録できる科目の上限は45単位で、学修時間を確保できる編成となっています。予習、復習の時間を確保し、課題の設定が行われています。履修上限の中で主体的な学修を行うための、単位の实質化への配慮もなされています。

II-5-4 社会人入学者、留学生等、多様な学修歴や職業歴をもつ学生に配慮した学修指導が行われていること。

- ・社会人入学者、留学生等、多様な学修歴や職業歴をもつ学生に配慮した学修指導が行われていることを確認する。
- ・科目等履修生制度が実施されている場合には、その実施状況を確認する。

テレビやインターネット等のマス広告を通じて、高等学校生に限定することなく幅広く

専門職大学を認知してもらうことに注力されています。大学説明会も年齢やバックグラウンドに関わらず、この専門職大学に興味ある人に参加を促しています。入学試験についても、いわゆる高等学校の学力を問うものではなく、面接を重視して、社会人や留学生等にも門戸を開いています。

2024年度の社会人入学者は3名で、留学生の全在校生は7名でした（2024年5月1日現在）。日本語指導やキャリアサポートなど多様な学習歴・職業歴をもつ学生が学びやすい環境づくりを進めています。

基準Ⅱ-6 公正な成績評価が客観的かつ厳格に実施され、単位が認定されていること。

【評価結果】 基準Ⅱ-6を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-6-1 成績評価基準が、卒業認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して定められている学修成果評価の方針と整合性をもって、組織として策定されていること。

- ・成績評価基準については、評語（A、B、C等）を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定めたものを確認する。

学修成果評価の方針は、卒業認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して、「科目履修・単位認定規程」に定められており、整合性があると判断します。

Ⅱ-6-2 成績評価基準が学生に周知されていること。成績評価にあたり、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等が学生に周知されていること。

- ・学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。

成績評価の方法は、定期試験以外に「出席認定」・「課題認定」があり、学生要覧に記載され、周知が図られています。これら考慮要素の意義や評価の割合についても、学生に周知されており、詳細は各科目のシラバスに記載されています。成績評価の基準は、オリエンテーション時に説明されるとともに、学生要覧やホームページに記載され、学生に周知されています。

Ⅱ-6-3 成績評価基準に則して各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的に確認されていること。

- ・学修成果の評価方針に照らして成績評価の分布の点検を組織的に実施していることを確認する。
- ・GPA（Grade Point Average）制度を実施している場合には、その目的や実施状況を確認する。
- ・個人指導等が中心となる科目の場合には、成績評価の客観性を担保するための措置について確認する。

各授業科目の成績評価や単位認定は、シラバスに記載されている内容にしたがって実施されており、成績評価基準に則して客観的かつ厳正に実施されていると判断します。

組織的な確認としては、学修成果の評価方針に照らして成績評価の分布の点検を行い、分析結果はFD活動や教授会で全教員に共有されています。GPAにより、学生一人ひとりの成績位置が客観的に理解できるシステムになっています。

II-6-4 成績評価に対する異議申立て制度が組織的に設けられていること。

- ・成績評価に関する異議を受け付ける窓口、受付後の対応の手順、様式等について確認する。
- ・申立ての内容およびその対応、申立ての件数等について確認する。
- ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）が、検証できる状況にあることを確認する。

成績評価に対する異議申立て制度が組織的に設けられています。異議申立て制度には、学生が異議申立てを行う際の手順、方法等が示されています。成績評価に関する異議を受け付ける窓口は、当初は科目担当教員でしたが、2024年8月より異議申立ての窓口が管理部に統一されました。これにより、複数の教員に異議を申し立てる学生や複数の学生から異議を申し立てられた教員を把握することが可能となり、その内容を学内で共有することによって組織的に対策を検討し、よりよい教育体制の維持・改善が期待されます。

II-6-5 他の大学等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定が定められていること。

- ・他の大学等において修得した単位や入学前の既修得単位や実務経験を通じた実践的能力の修得等の単位認定に関する規定が法令に従い定められていることを確認する。
- ・編入学や秋入学への配慮、国内外の大学等との単位互換・交換留学制度の実施、ダブル・ディグリー制度の導入等の取組を行なっている場合には、それらの実施状況についても確認する。

他の大学等において修得した単位や入学前の既修得単位や実務経験を通じた実践的能力の修得等の単位認定については、学則第31条～33条、科目履修・単位認定規程第22条～24条および既修得単位の認定に関する細則によって定められています。これらの規程に基づき、2020年度～2023年度の間、編入学者に対する単位認定が実施されました。

基準 II-7 卒業要件が卒業認定・学位授与方針に則して策定され、公正な卒業認定が実施されていること。

【評価結果】 基準 II-7 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

II-7-1 卒業要件が、卒業認定・学位授与方針に則して、組織的に策定されていること。

- ・卒業要件が組織的に策定され、専門職大学設置基準等が定める要件と整合的であることを確認する。

卒業要件は、この専門職大学の目的およびディプロマ・ポリシーに則して、学則に定められており、専門職大学設置基準等が定める要件に適合しています。

II-7-2 卒業要件が学生に周知されていること。

- ・学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。

卒業要件は、学生要覧やホームページに記載され学生に周知が図られています。

II-7-3 卒業要件に則して、卒業認定が実施されていること。

- ・卒業認定について、卒業要件を適用する手順どおりに実施されていることを確認する。

卒業要件を適用する手順については、学則第34条に基づいて、教授会の意見を聴いた上で、学長が卒業・修了を認定します。教授会において、卒業要件を満たしている学生について報告があり、教授会の意見を聴いた上で、大学評議会において、学長が卒業判定を決定します。以上から、公正な卒業認定が実施されていると判断します。

基準Ⅱ-8 産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。また、教育課程連携協議会が、定期的開催され、機能していること。

【評価結果】 基準Ⅱ-8 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-8-1 産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。

- ・産業界・地域社会と連携する体制を確認する。
- ・教育課程の開発・開設が、産業界・地域社会と連携しつつ進められていることを確認する。

産業界・地域社会との連携として、「教育課程連携協議会」が定期的開催され、そこでの議論が教育課程の改善・向上に資しています。一例として、データ構造とアルゴリズムに関連した情報工学の基礎として重要な内容を増やすことへの意見があり、Pythonプログラミングとして2024年度（令和6年度）以降の必修化が実現しました。

Ⅱ-8-2 教育課程連携協議会について、その構成員が適切であり、定期的開催され、機能していること。

- ・教育課程連携協議会の構成員、開催状況および議事録を確認する。

東京国際工科専門職大学「教育課程連携協議会規程」が策定されており、教育課程連携協議会は、定期的（年1回）に開催されます。連携協議会における意見が、教育課程の編成に反映された実例（分析観点Ⅱ-8-1参照）もあり、連携協議会は機能していると判断します。

教育課程連携協議会の委員構成は、規程に記載されており、次のとおり適切です。教育課程連携協議会の外部委員は、業界団体、地元団体および臨地実務実習先の3つのカテゴリーより、各学科の専門分野やこの専門職大学との関係性を考慮して選定されます。

以上の内容を総合して、「**領域Ⅱを満たしている。**」と判断します。

領域Ⅱの基準について

【優れた点】

特にありません。

【特色ある点】

- 臨地実務実習が2年次から実施されます。この有効性は、学生も認めています。

【改善が望ましい点】

- 4年次に実施されている臨地実務実習については、その内容や実施時期の見直しが見られます。

【改善を要する点】

特にありません。

領域Ⅲ 教育研究実施組織

基準Ⅲ-1 教育研究実施組織が、専門職大学（情報工学分野）が担う使命を遂行するために、適切に構成され、教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること。

【評価結果】 基準Ⅲ-1 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅲ-1-1 教育研究実施組織が、専門職大学（情報工学分野）が担う使命を遂行する上で適切な構成となっていること。
・教育研究実施組織が、専門職大学の目的と整合性があることを確認する。

教育研究実施組織としての教員組織、職員組織の編成については、学則に規定されており、学長、副学長、学部長の担務が記載されています。教育研究実施組織は、大学評議会が審議し学長が責任をもつ体制であり、適切な構成となっています。

大学運営に必要な会議（教授会、委員会、評議会等）についても学則に規定されています。

Ⅲ-1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること。
・専門職大学設置基準等各設置基準に照らして、基準数以上の基幹教員を配置していることを確認する。
・必要基幹教員数のおおむね4割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（実務の経験等を有する基幹教員）を配置していることを確認する。
・下記の各号のいずれかに該当する者が、実務の経験等を有する基幹教員のうち専門職大学設置基準第三十五条が定める数以上配置されていることを確認する。
① 大学において教授、准教授、基幹教員としての講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
② 博士の学位、修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
③ 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

教育研究活動等の展開に必要な教員は、専門職大学設置基準等に照らして基準数以上の専任教員が配置されています（自己評価書 別紙3 専門職大学現況票を参照）。専任教員の半数以上は、実務経験を有する教員（実務家教員）であり、この専門職大学の目的と整合性があります。学長のもとに、カリキュラムを実施するために必要な教員が、適切に配置されています。教育および運営両面で、実務家教員と研究者教員とのコミュニケーションが活発に行われていることが、この専門職大学の特色です。

教員の相互授業参観が積極的に行われており、教員間の授業内容の相互理解や授業の改善・向上に資しています。ただ、教員の相互授業参観のメリットを学生が享受できる工夫が望まれます。例えば、研究者教員と実務家教員が協働で授業を行い、学生を交えてディベートする授業の提供も考えられます。

地域共創デザイン実習は、この専門職大学の教育理念“Designer in Society（社会とともにあるデザイナー）”を体現する特色ある科目です。地域共創デザイン実習と臨地実務実習は、社会との接点となる科目で、両学科の教員が関わる実施体制が構築されています。

基準Ⅲ-2 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること。

【評価結果】 基準Ⅲ-2 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅲ-2-1 教授会等が、教育研究活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること。

- ・教育研究実施組織における責任体制を確認する。
- ・教授会等について、構成、責任体制および審議事項、権限委任事項等を確認する。
- ・教授会等の規定上の開催頻度と前年度における開催実績を確認する。

教学にかかわる重要事項の審議を目的として大学評議会が置かれ、その役割について「大学評議会規程」に記載されています。

大学運営に関する内容を共有するため、全教職員が参加する会議を設けられています。教授会については、その役割が「教授会規程」に記載されており、教育研究活動に係る重要事項は教授会で審議されています。また、2024年度より、学内の情報共有や教職員の意思統一の機会を強化するために、教授会には、教授ではない教職員も基本的には全員が陪席することとなりました。

大学の運営を担う各種センター・委員会は、教授に限定せず教職員で構成されています。

以上から、必要な運営体制が適切に整備されていると判断します。

基準Ⅲ-3 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、教職員の管理運営に関する能力を向上させる取組が実施されていること。

【評価結果】 基準Ⅲ-3 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅲ-3-1 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制が確保されていること。

- ・管理運営のための組織の責任体制と事務組織の関係を確認する。
- ・管理運営に係る合議体に、教員と事務職員が構成員として参加していることを確認する。

大学評議会は、学長、学部長、担当理事、管理部統轄責任者で構成されていますが、大学評議会には、学科長、管理部責任者も陪席することによって、教職員の執行部に学長の意向が直接共有されます。

学部長、学科長、統轄責任者、管理部責任者、管理部役職者が参加する連絡会議が毎週開催され、事務的な調整を行っており、教職協働の体制が確立されています。

各種センター・委員会は、教職員で構成しており、教員と職員は密接に連絡を取り合いながら、教育研究活動が推進されます。

以上のように、管理運営に関する合議体へ教職員の参加、専任教員以外の教職員も教授会に陪席など、連携体制が円滑になるよう工夫されています。

Ⅲ-3-2 管理運営に従事する教職員の能力の質向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）が実施されていること。
・SDの実施内容・方法および実施状況（参加状況を含む。）を確認する。

教職員の能力の質向上に寄与するため、SDが年数回（2023年度3回）実施されています。教育研究活動を効果的に運営するために、実務レベルの知識や技術を共有し、疑問点、問題点、改善点などが議論される場となっています。

以上の内容を総合して、「領域Ⅲを満たしている。」と判断します。

領域Ⅲの基準について

【優れた点】

特にありません。

【特色ある点】

- 地域共創デザイン実習や臨地実務実習など、社会との接点となる科目について、両学科の教員が関わる実施体制が構築されています。
- 教員の相互授業参観が積極的に行われ、実務家教員と研究者教員のコミュニケーションが活発であり、教育成果の向上に資しています。

【改善が望ましい点】

- 教員の相互授業参観のメリットを学生が享受できる工夫が望まれます。例えば、研究者教員と実務家教員が協働で授業を行い、学生を交えてディベートする授業の提供も考えられます。

【改善を要する点】

特にありません。

領域Ⅳ 教育研究環境

基準Ⅳ-1 教育・学修環境の維持・向上のために、入学者受入方針に則して入学者の受入が適切に実施され、在籍者数および実入学者数が、収容定員および入学定員に対して適正な数となっていること。

【評価結果】 基準Ⅳ-1 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

IV-1-1 入学者受入方針に沿った体制・方法が採用され、入学者選抜が公正かつ適正に実施されていること。

- ・入学者選抜実施体制の整備状況（組織の役割、構成、意思決定プロセス、責任の所在等）を確認する。
- ・入学者選抜方法が入学者受入方針に適合していることを確認する。
- ・入学者選抜の実施方法および実施時期に関して、早期卒業して入学しようとする者および飛び入学しようとする者に対して適切な配慮がなされていることを確認する。
- ・社会人等の多様な人材が入学者選抜を受験できるように配慮されていることを確認する。
- ・障害のある者に対して特別措置等を行っていることを確認する。

入学者受入については、総合型選抜、一般選抜、学校推薦型選抜および編入学によって実施されています。入学者受入方針は、アドミッション・ポリシーに記載されています。入学者選抜に際しては、アドミッション・センターが設置され「学生募集に関わる事項」、「入学選抜に関わる事項」、「入学に関わる手続きに関する事項」などに基づいて公正かつ適切に実施されています。教員が、入試問題の作問、面接、採点を行い、アドミッション・センターで入試判定案が作成され、教授会で入試判定案を確認した上で、学長が合格者を決定します。

IV-1-2 収容定員に対する在籍者数の割合が適正であること。

- ・過去5年間の収容定員に対する在籍者数（原級留置者および休学者を含む。）の割合を確認する。
- ・上記の割合が継続的に不適正（収容定員の±10%を超える）となっている場合は、適正化を図る取組がなされていることを確認する。

収容定員に対する在籍者数の割合は、「設置計画履行状況報告書」に記載されており、適正と判断します。2023年度においては、情報工学科は収容定員480名に対して在学者数503名（1.05倍）、デジタルエンタテインメント学科は収容定員320名に対して在学者数355名（1.11倍）でした。

IV-1-3 入学定員に対する実入学者数の割合が適正であること。

- ・過去5年間の入学定員に対する実入学者数の割合を確認する。
- ・上記の割合が継続的に不適正（入学定員の±10%を超える）となっている場合は、適正化を図る取組がなされていることを確認する。

入学定員に対する実入学者の割合については、平均入学定員超過率が、情報工学科1.11倍、デジタルエンタテインメント学科1.16倍で、両学科とも適正です。

しかしながら、志願者数は大学発足初年度から減少傾向にあり、倍率も減少しています。この専門職大学の目的に沿った優秀な入学者を確保するために、多様なバックグラウンドをもつ学生が入学しやすいよう、実務の経験による単位の認定や、他教育機関での学修歴に応じた編入学などの制度の見直しが望まれます。

基準IV-2 教育・学修環境整備ならびに継続的な研究成果を創出するための環境整備が実施され、有効に活用されていること。

【評価結果】 基準IV-2 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

IV-2-1 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が法令に基づき整備され、有効に活用されていること。

- ・必要な種類、規模、質および数の講義室、演習室、自習室、図書室、教員室その他の施設が備えられていることを確認する。
- ・図書等の資料が系統的に整備され、活用できる状態になっていることを確認する。
- ・施設・設備について、学生および教員等の利用に支障がないように配慮されていることを確認する。

教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備は、法令に基づき整備され、有効に活用されています。

IV-2-2 施設・設備における安全性が配慮されていること。

- ・施設・設備の耐震化については、評価実施年度の耐震化率を確認する。耐震基準を満たしていない場合は、その理由と改善のための計画について確認する。
- ・施設・設備の老朽化に対する対応状況について確認する。
- ・防犯カメラの設置等、安全・防犯面への配慮を確認する。
- ・施設・設備のバリアフリー化について、障害のある学生等の利用者が円滑に利用できるよう配慮なされていることを確認する。
- ・施設・設備について法令上の要件が課されている場合は、適切な管理運営の状況を確認する。

校舎については、新耐震基準に準拠しています。特定建築物定期調査、消防用設備等点検が法令に基づき実施され、指摘された不具合内容についてはその都度是正し、適法状態が維持されています。

施設・設備のバリアフリー化に関しては、点字ブロックや標識シールの設置、身障者用駐車場、自動扉入り口、エレベータ、身障者用トイレの設置、車いす移動等に必要なスペースの確保など、障害のある学生等の利用者に配慮されています。

安全、防犯面に関しては、出入り口に職員が常駐し、人の出入りが管理されています。

IV-2-3 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されていること。

- ・教職員および学生が授業内外において簡単にインターネットに接続できる環境の整備状況を含め、編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境の整備状況や活用状況を確認する。
- ・ICT 環境の整備充実に向けた取組に加え、これらを維持・管理するためのメンテナンスやセキュリティ管理が行われているかについて確認する。

教育研究活動を展開する上で必要なICT環境は整備されています。通信インフラは、法人本部システム室が管理運営を行っています。学内のパソコン、ソフトウェア等の ICT 機器は学内に担当者を配置し、バージョンおよびライセンス数の管理を行っています。Windows および各種ソフトウェアは、定期的にアップデートを行うとともに、影響度が高い脆弱性が発見された場合は臨時的にパッチを当て、セキュリティが確保されています。

IV-2-4 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学修環境が整備され、効果的に利用されていること。
・自主的学修環境の整備状況については、その環境を必要とする学生が効果的に利用できるような状態になっていることを確認する。

自習室、グループ討議室、情報機器室など授業時間外使用等による自主的学修環境が整備され、有効に活用されています。また、専門職大学全体として情報共有ツールが導入され、有効に機能しています。

基準IV-3 教育研究活動を支える施設・設備を運用するための財政基盤が確立され、それらの管理運営体制が整備され機能していること。

【評価結果】 基準IV-3 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

IV-3-1 教育研究活動を支える施設・設備を運用するために必要な予算を配分し、経費が執行されていること。
・過去5年間の予算・決算の状況を確認する。

各機器の耐用年数・性能・サポート状況を考慮し、更改が計画されています。パソコンの場合は、高性能なソフトウェアの稼働要件を満たせるよう、性能に余裕をもった構成が導入されています。ハードウェアのサポート状況を考慮し、5～7年での更改が計画されています。ゲーム関連機器やスマートフォン等のデバイス端末については、メーカーのリリース周期・サポート周期や市場のトレンドに合わせて見直しが行われています。

以上のように、教育研究活動を支える施設・設備を運用するための必要な予算が配分・執行され、年度進行とともに、必要な設備が導入されています。

IV-3-2 施設・設備の管理運営組織が、適切な規模と機能を有していること。
・管理運営のための組織の状況について、規模や機能状況を確認する。

施設・設備の管理運営組織については、法人内で担当する管理部職員が配置されています。一部の管理業務については、法人本部より一括で業者委託しています。このように、建物全体を管理する法人と大学が使う範囲の施設を担当する管理部が連携して維持管理にあたっており、適切に機能していると判断します。

基準IV-4 学生に対して、適切な履修指導、学修支援が行われていること。

【評価結果】 基準IV-4 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

IV-4-1 履修指導、学修相談・助言が、学生の多様性（履修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行われていること。
・学生のニーズに応える履修指導・学修相談・助言等が行われていることを確認する。
・オンライン授業を行っている場合には、そのための履修指導の体制を組織として整備し、指導・助言が行われていることを確認する。
・ネットワークを活用した学修相談等、履修指導、学修支援が行われていることを確認する。
・長期にわたる教育課程の履修を認めている場合には、それを確認する。

履修指導、学生相談・助言は、下記の通り、適切に行われています。カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを踏まえて単位認定、卒業要件が策定されシラバスや学生要覧に記載されています。運用上の規程は、「科目履修・単位認定規程」に詳細に記述されています。これらの内容については、年度当初のオリエンテーションで学生に説明され周知が図られています。

少人数の学生を対象とした担任制が採用されており、Slackによる相談の促進など学生一人ひとりに助言・指導ができる体制が整備されています。

IV-4-2 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を必要とする学生に対する学修支援を行う体制が整備されていること。

- ・履修上特別な支援を必要とする学生への学修支援の実施状況について確認する。
- ・障害のある学生に対する支援については、関係法令の趣旨を考慮して確認する。
- ・履修上特別な支援が必要と考えられる学生が現在在籍していない場合でも、学修支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。

2024年5月1日現在、障害のある学生は数名在学しています。障害のある学生に対する学修支援として、2023年度までは、担任が窓口となり相談を受けた後、学部長・学科長の下、担任等が対応していました。2024年度からは、学生支援委員会が設置され、担任が窓口となり相談を受けた後、学生支援委員会において、委員会内の担当が対応しています。必要があれば、科目担当教員との調整を委員会で審議しています。

障害のある学生に限らず、配慮が必要な学生（入院や通院など）は、担任が窓口となり、学生支援委員会で対応を検討の上で対応しています。それらの対応は、教授会で教員に共有し授業で個別対応を行っています。

2024年5月1日現在、留学生は7名在学しています。入学時の留学生オリエンテーションにおいて、在留カードとその更新手続き、留学生の就労等について説明するとともに、Slackを使用した個別連絡によって、必要書類の提出状況の確認やその他の支援の受付などが行われています。日本語の支援については、ライティングサポートセンターにおけるアカデミックライティング講座などによりライティングの支援が行われています。また、既習歴にばらつきのある科目（英語、数学、物理など）を習熟度に配慮して学生の配属が実施されています。

基準IV-5 学生に対して、生活、進路、経済、ハラスメント等に関する相談・助言、支援等が適切に実施されていること。

【評価結果】 基準IV-5 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

IV-5-1 学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われていること。

- ・学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制の整備状況について確認する。
- ・生活支援等に関する相談や学修、健康、就職等進路に関する助言体制の整備および支援の実績。
- ・奨学金制度、入学科・授業料免除等の学生の経済面の援助に係る整備状況、当該窓口の周知状況および利用実績。

学生に対して、生活、進路に関する相談・助言体制が整備され、必要な支援が実施されています。学生支援委員会が設置され、担任や副担任が中心となって学生支援が行われています。

経済面での学費サポートなど各種制度の利用相談の窓口が設けられています。

就職・キャリア支援を専門に行うキャリア・サポートセンターが設置されています。キャリア・サポートセンターでは、2年次より全員参加必須のキャリアガイダンスにて、ビジネスマナーの習得や職業観の養成、自己理解や業界・職業研究を行い、臨地実務実習などの産学連携実習カリキュラムへの参加の準備が行われています（基準Ⅱ-4参照）。また3年次以降は、学生個別にキャリアサポート担当が配置され、担任教員と連携しながら、希望する業界に合わせた就職活動対策を行い、就職内定ならびに進路決定まで支援が行われています。業界に応じて、成果発表会の開催による企業との直接の接点作りや、作品（ポートフォリオ）指導の機会等も設けられています。

IV-5-2 各種ハラスメントに関して、被害者または相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されていること。

・各種ハラスメント対応の体制の整備状況について確認する。

「ハラスメント対応規程」が作成され、管理部職員が窓口になり、各種ハラスメントに対する対応が行われています。ハラスメントについては、規程作成だけではなく、普段の構成員に対する啓蒙活動が重要です。教員に対しては、FD活動の一環として実施しています。学生に対しては、学生要覧に窓口等を明記した上で、オリエンテーションでアカデミックハラスメント等を取り上げ注意喚起しています。

以上の内容を総合して、「領域Ⅳを満たしている。」と判断します。

領域Ⅳの基準について

【優れた点】

特にありません。

【特色ある点】

○ 専門職大学全体として情報共有ツールが導入され、有効に機能しています。

【改善が望ましい点】

特にありません。

【改善を要する点】

特にありません。

領域V 内部質保証

基準V-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制・手順が明確に規定され、適切に実施され、教育研究等の改善・向上が図られていること。

【評価結果】 基準V-1を満たしている。

評価結果の根拠・理由

V-1-1 教育研究活動等の質および学生の学修成果の水準について、継続的に維持、改善・向上を図るための体制が整備されていること。

- ・自己点検・評価の実施に責任をもつ組織および責任者の役職名（最終的な責任者が学長であることを前提として、教育活動等の質保証に関して最終的な責任をもつ者）が定められていることを確認する。
- ・教育課程、入学者の受入れ、施設・設備、学生支援等について責任をもつ組織と、自己点検・評価の責任者との連携の状況を確認する。

自己点検・評価委員会が、自己点検・評価に関する様々な内容について審議します。自己点検・評価委員会の審議に基づいて、PDCAサイクルを有効に機能させる体制が整備されています。

自己点検・評価の結果は、教授会の意見などを踏まえ、教務委員会が中心となり、FD委員会などの関連部署とも連携のうえ改善策が策定されます。改善策の実施は、関係するセンター、委員会が推進し、その過程で一般教職員にも伝達されます。

改善・向上につながった具体的事例としては、授業アンケート結果の向上、委員会活動内容の見直しと「連絡会議」の設置、全教職員の教授会陪席などがあります。

V-1-2 自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定され、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や成果が分析されていること。

- ・自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定されていることを確認する。
- ・自己点検・評価の実施にあたり、資格試験合格率、標準修業年限内卒業率、留年率等の具体的かつ客観的な指標・数値を用いて分析が行われていることを確認する。

「自己点検・評価規程」により体制、手順が明確に規定されています。自己点検・評価を実施するための評価項目については、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や成果が分析され、分析結果は「設置計画履行状況報告書」に記載され広く公表されています。

V-1-3 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に基づいて取組がなされ、実施された取組の効果が検証されていること。

- ・自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、実施状況および成果を確認する。

自己点検・評価は、自己点検・評価委員会を中心に実施されます。自己点検・評価の結果を踏まえて実施された取組の効果が検証されています。これらについては、開学から4年間、設置履行状況等報告が実施され、内容が報告されています。これらの内容を総合的に判断すると、この専門職大学の開学時からの教学・管理運営マネジメントが優れています。

基準 V-2 教育研究活動等に関する情報が適切に公表され、説明責任が果たされているとともに、社会からのフィードバックが教育研究等の改善・向上に活かされていること。

【評価結果】 基準V-2 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

V-2-1 法令等が公表を求める事項が公表されていること。

- ・専門職大学等の目的、学位授与方針、教育課程方針および学生受入方針、その他法令が定める教育研究活動等についての情報を社会一般に対し、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。

法令等が公表を求める事項については、この専門職大学ホームページに掲載され公表されています。

V-2-2 社会からのフィードバックを教育研究等の改善・向上に資する体制が整備され機能していること。

- ・情報の公表に対する社会の反応を分析して、教育研究等の質の改善・向上に資する体制を確認する。
- ・その体制が機能した事例を確認する。

社会からのフィードバックを教育研究等の改善・向上に資する体制としては、教育課程連携協議会が設置され定期的開催され、対応されています（基準Ⅱ-8参照）。

アドミッション・センター（学生の入口）およびキャリア・サポートセンター（学生の出口）が、社会からのフィードバックを受けて調整を行います。

アドミッション・センターでは、学生本人および保護者から将来の目標や大学に期待することを確認しています。具体的な例として、憧れの業界に就職することや、プログラマーとして社会で活躍するなどがあります。この専門職大学へは実践教育、就職支援を期待しているとの声が多く、これらの情報は学内で共有し、カリキュラムや支援体制にも反映されています。

キャリア・サポートセンターでは、企業と接する機会が多く、例えば、システムエンジニアや AI エンジニアではなく、システム・AIを活用して新しい製品・サービスを生み出す人材に対する要望を受けて、実習などで企画までのプロセス重視など、カリキュラム改定の中で調整が行われています。

基準 V-3 専門職大学（情報工学分野）の教育に資する研究のあり方を踏まえて、情報工学関連の学術的研究、情報工学に関する知識・技能の充実や刷新を伴う実務に基づいた研究に継続的に取り組み、教員の質が確保されていること。さらに教育研究活動を支援・補助する者を含めて、それらの維持・向上が図られていること。

【評価結果】 基準V-3 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

V-3-1 教員の任用および昇任等にあたって、情報工学関連の教育研究上または実務上の知識、能力および実績に関する判断の方法等が明確に定められ、実際にその方法によって任用、昇任させていること。

- ・教員の任用や昇任等の際し、職階ごとに求める教育上、研究上、社会貢献または実務上の知識、能力または実績の基準が定められていることを確認する。
- ・採用・昇任時の教育上の指導能力に関する評価の実施状況を確認する。
- ・教員の担当する授業科目が、各教員の知識、能力、実績等に応じて決定されていることを確認する。

教員の任用および昇任等にあたって、判断の方法等は「教員選考・任用昇任規程」に定められており、職位ごとに求められる資格が規定されています。

V-3-2 基幹教員について、教員の教育研究活動および教育上の指導能力に関する評価を継続的に実施し、それによって把握された事項に対して適切な取組が行われているか。

- ・教員の教育研究活動および教育上の指導能力に関する評価の継続的（定期的）な実施について、規則等で規定していることを確認する。
- ・教員の教育研究活動等に関する業績評価、給与等への反映状況を確認する。

教員の教育活動および教育上の指導能力に関する評価は、定期的かつ継続的に教員自身が自己評価を実施します。学生アンケートなど客観的な指標をもとに学部長・学科長が評価を調整し、学長が決定します。このように、毎年度更新される自己評価結果と客観的な指標と合わせて総合的な評価が実施されています。

FD委員会が授業アンケートの分析を、教務委員会が教育活動の総合的な分析を、それぞれ中心となって実施しており、教員の適正な配置に反映されています。この専門職大学では、教員相互の授業参観が教育活動の改善に有効に機能しています（分析観点V-3-3参照）。

V-3-3 授業の内容および方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）が組織的に実施されていること。

- ・FDの実施内容・方法（教育方法等の研究・研修、教員相互の授業参観等）および実施状況（教員参加状況や参加による効果を含む。）を確認する。FDの実施にあたっては、教育課程方針に則した授業および成績評価が実施されるよう、成績評価基準の内容や各授業科目の到達目標についての認識の共通化が図られていることを確認する。

FD委員会が、授業の内容および方法の改善を図る活動を行います。FD活動は、年数回のペースで行われており、授業アンケートの分析、教育方法等の研究や研修、教員相互の授業参観等が実施されています。

相互授業参観は、10人の専任教員が、延べ29回（2024年度前期実績）実施しました。これらの授業参観の結果は、FD活動の際に問題提起や提案という形で共有されています。例えば、2024年度前期の授業参観の結果をもとに、学生の学習意欲、実習授業における課題、学生のマネジメント、教科連携の重要性などについて問題提起や提案がされました。

授業アンケートについては、授業の改善につなげるには、下記の内容をもう少し具体化することが望まれます。

（1）アンケートの項目内容が、おおまかで授業改善に結びつけるのが難しいと思われます。

（2）専任教員と兼任教員との評価の差があり、この差を小さくする活動が必要です（この課題は改善の方向に向かっていることは訪問調査で確認できましたが、さらなる改善が求められます）。

V-3-4 教育支援者や指導補助者に対して、質の維持・向上を図る取組が組織的に実施されていること。

- ・授業担当者と指導補助者の役割分担について確認する。
- ・教育支援者および指導補助者に対する研修等の方針、内容・方法および実施状況等を確認する。
*スタッフ・ディベロップメント (SD) については、基準Ⅲ・3で確認する。

教育支援者や指導補助者は、FD研修会に参加して、その質の維持・向上が図られています。

以上の内容を総合して、「領域Vを満たしている。」と判断します。

領域Vの基準について

【優れた点】

- 開学時からの教学・管理運営マネジメントが優れています。

【特色ある点】

- FD が活発に実施され、有効に機能しています。

【改善が望ましい点】

- 授業アンケートの内容は、授業の改善につながるように、質問項目の見直しが望まれます。

【改善を要する点】

- 特にありません。

VI 意見申立ておよびその対応

この自己点検評価第三者検証報告書に対して、東京国際工科専門職大学からの意見申立ては、ありませんでした。

【別紙】 第三者検証委員会

令和6年度 東京国際工科専門職大学 自己点検評価第三者検証チーム (五十音順)

○川口 昭彦	専門職高等教育質保証機構 代表理事 大学改革支援・学位授与機構 名誉教授
桐山 孝司	東京藝術大学, 大学院映像研究科長 教授
管村 昇	工学院大学 名誉教授

○は主査

事務局：一般社団法人専門職高等教育質保証機構

杉田 直子

VII 参考資料

自己評価結果の詳細については、東京国際工科専門職大学ホームページをご覧ください。

1 学校の現況

現況					
学校名	学校法人日本教育財団 東京国際工科専門職大学				
所在地	〒160-0023 東京都新宿区西新宿1丁目7番3号				
設置学科・コース等の情報					2023年5月1日
学科・コース等の名称	学生数 (人)	専任 教員数	実務家 教員数 (内数)	分野	関係法令等の名称
工科学部 情報工学科	503	24	10	情報工学分野	専門職大学設置基準
工科学部 デジタルエンタテインメント学科	355	15	11	情報工学分野	専門職大学設置基準

2 学校の目的および特徴

目的
<p>東京国際工科専門職大学(以下、本学)は、日本で初めて、情報分野で文部科学大臣に認可を受けた専門職大学で“Designer in Society (社会とともにあるデザイナー)”を教育理念とし、ICT(情報通信技術)やデジタルコンテンツ技術の修得はもちろん、ビジネスの最前線で行う「臨地実務実習」などを通じて、テクノロジーを駆使して未来をつくるデジタル人材の育成を目的に開学した。</p> <p>従来、産業に貢献する科学技術知識は工学(engineering)と呼ばれ、ある特定分野の学問を深く学び、その分野のみに特化した「専門家」を育成することを目的としてきた。そのため例えば、機械工学を学べば分野知識に精通した機械技術者という専門家になり、機械工学が必要な企業の人材となり、就職の対象となる企業や活躍する業界が専門分野に限定されてきた。</p> <p>しかし、本学の目的は、伝統的に分類された工学の専門家の養成ではなく、現場においてあるテクノロジー分野の知識を駆使して企業目的を達成する「専門職」の養成である。そのため、本学の職業専門科目を工科(technology)と呼ばれる分野の、さらにその中でも情報技術と呼ばれる分野に定めた。なぜなら、情報技術は、科学技術によって高度化、高能率化を図る産業などが全て含まれており、ほぼ全産業で応用されているため、あるテクノロジー分野の知識を用いて、対象となる企業や業界を限定することなく、企業目的を達成することができるためである。</p> <p>本学が標榜する“Designer in Society”は、社会の課題を発見し、最適な解法によるソリューション構築にチャレンジする「専門職」のことである。また、本学で学んだ「専門職」は、情報工学・デジタルエンタテインメント分野における特にソフトウェア技術応用のスペシャリストであり、創造的なソリューションを開発する。そして、社会的責任を自覚する高い倫理性を備え、卓越した実践力とビジネスセンスを持つプロフェSSIONナルであり、常に最高のクオリティーを目指して成長の努力を惜しまない。このような「専門職」を養成するために、本学では次の教育理念を制定している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.科学的知識にもとづく論理的思考能力、および自由な発想を導く豊かな創造力の涵養 2.現実社会を直視・理解した上での高度な実践力の養成 3.専門職としての心構え・態度の育成 <p>これらの教育理念を踏まえ、学則第1条において、本学の目的を「工科分野において、日本の首都東京で国際性を理解し、社会の発展と調和を踏まえた教育・研究・実践活動を行い、真のイノベーションの実現者となるような人材を養成する。これらのイノベーションは、日本社会の活性化と延いては持続可能な人類社会の実現に資することを目的とする。」と定めている。また学則第4条の2において、工科学部の目的を、「創造力と実践力を兼ね備えた情報処理技術などのテクノロジー分野でグローバルに活躍できる人材の教育・養成を目的とする。産業界や地域社会との連携・共創を通じて、ビジネス感覚、倫理観など、技術者として備えるべき特質および能力の涵養をはかる。」と定めている。</p>

特 徴

本学の特徴は、日本初の、AI・IoT・ロボット、ゲーム・CGにおける、情報分野の専門職大学であることだ。本学が目指すべき、エンジニア、プログラマーなどの情報技術関連職やCG アーティストなどのデジタル・コンテンツ系職は人手不足である。そのうえさらに、職場で即戦力になれるような実践力と、より複雑かつ多様化する専門知識を生涯に渡って学習し続ける能力とが求められる。

専門学校では、職場で即戦力になれるような実践力を持つ卒業生を輩出している。しかし、職場で即戦力になれるような実践力を重視するあまり、最新技術の学修、スキルの獲得に重点が置かれ、理論的な知識や技術を用いる応用力に欠けると評されることもある。一方、大学では、学問の専門に依拠する教育組織の中で教育を受けて卒業する。卒業後は、企業等において、それまでに学んだ専門分野に対応する部署に配属され、実業に必要な知識は就職後に企業内の作業を通じて身につけてゆく。したがって、専門分野の学修をもとに生涯に渡って応用していくための基礎的な力はあるものの、実践力を身につけることが難しいと評されることもある。

このような状況に対応する本学の特徴は3つある。

1点目は、「臨地実務実習」にて企業・団体等の事業所で実際の業務に携わることで専門的知識や技術を体得できる点である。「臨地実務実習」は、総期間16週間以上、実習時間は600時間以上であり、短期の就業体験・インターンシップと違い、明確な目的を持ち、実際の業務に関わる知識や技術の指導を受けることができるため、職場で即戦力になれるような実践力を身につけることができる。

2点目は、実務家教員による最先端の知識や技術の指導である。本学には、大学等で研究・教育に携わってきたアカデミア教員による理論的な知識や技術の指導がある。加えて、産業界で最先端の実務経験を積んできた実務家教員による指導も加わることで、実践と理論の架け橋となる人材の育成ができる。

3点目は、キャリア教育の充実である。学生が将来のキャリア形成に向けて準備を進めるため、キャリアガイダンス等を通じて業界や就職についての情報を提供したり、自己分析の時間を設けている。また、このキャリア教育は臨地実務実習とも密接に関係しており、実習前のオリエンテーションを通じて実習の目的・意義・ビジネスマナーなども指導している。

3 領域ごとの自己評価結果概要

領域Ⅰ

専門職大学(情報工学分野)が担う使命に則して、目的が適切に設定されており、この目的には、当該専門職大学の育成しようとする人材像および個性・特色が明確に示されている。また実際に、専門職大学(情報工学分野)に求められている人材育成がなされている。

領域Ⅱ

卒業認定・学位授与方針が、具体的かつ明確化され、カリキュラム・ポリシーが、ディプロマ・ポリシーと一貫性があり、具体的かつ明確である。また、情報工学に関連する企業経営または技術経営に必要な専門的知識と、専門職業の現場で必要とされる能力とを修得し、高い職業倫理観およびグローバルな視野をもつ専門職業人の育成をめざしており、教育課程の編成および授業科目の内容・水準が、体系的かつ適切であり、専門職大学設置基準に適合するものである。臨地実務実習の管理運営体制が整備され、適切に運用され、また、適切な授業形態(講義、演習、実習等)と学修指導法が採用されている。インターンシップや客員・外部講師など情報工学分野関連機関と連携した教育上の工夫が行われている。公正な成績評価が客観的かつ厳格に実施され、公正な卒業認定が実施されている上、産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められ、教育課程連携協議会が定期的開催され、機能している。

領域Ⅲ

専門職大学(情報工学分野)が担う使命を遂行するために、教育研究実施組織が、適切に構成され、必要な運営体制が、適切に整備され機能している。必要な教員が適切に配置されており、教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、教職員の管理運営に関する能力を向上させる取組が実施されている。

領域Ⅳ

学修環境の維持・向上のために、アドミッション・ポリシーに則して入学者の受入が適切に実施され、在籍者数および実入学者数が、収容定員および入学定員に対して適正な数となっている。教育研究実施組織および教育課程に対応した施設・設備ならびに図書、学術雑誌等の教育上必要な資料が整備され、有効に活用されている。教育研究活動を支える施設・設備を運用するための財政基盤が確立され、それらの管理運営体制が整備され機能している。学生に対して、適切な履修指導、学修支援が実施され、また、生活、進路、経済、ハラスメント等に関する相談・助言、支援等が適切に実施されている。

領域Ⅴ

内部質保証に係る体制・手順が明確に規定され、適切に実施され、教育研究等の改善・向上が図られている。教育研究活動等に関する情報が適切に公表され、説明責任が果たされているとともに、社会からのフィードバックが教育研究等の改善・向上に活かされている。専門職大学(情報工学分野)の教育に資する研究のあり方を踏まえて、情報工学関連の学術的研究、情報工学に関する知識・技能の充実や刷新を伴う実務に基づいた研究に継続的に取り組み、教員の質が確保されている。さらに教育研究活動を支援・補助する者を含めて、それらの維持・向上が図られている。